

職員の懲戒処分について（令和元年6月14日教育委員会議定例会）（議案第6号関係）

No.	1
処分年月日	令和元年6月14日
処分の種類	免職
処分の理由	横領、文書偽造及び公金等の不適正処理等
	<p>(概要)</p> <p>被処分者は、平成28年度から平成30年度まで奥州市立玉里小学校に勤務し、平成31年度から中部教育事務所管内の小学校に勤務しているが、その間、次の非違行為を行った。</p> <p>(1) 平成29年度及び平成30年度において、勤務校のPTA会計、学年積立金会計等の各通帳から、現金804,510円（合計）を不正に引き出し、私事に費消した。</p> <p>(2) 平成29年度及び平成30年度において、PTA会計、学年積立金会計等の収入619,918円（合計）を通帳に速やかに入金せずに、自らの机等に最大1年置いたままにするなど、不適切な取扱いをした。</p> <p>(3) 平成29年度及び平成30年度において、PTA会計、教材費会計等に係る業者への支払118,881円（合計）に関する事務を怠り、同事務を最大1年遅延させた。</p> <p>(4) 平成29年度及び平成30年度において、上記(1)から(3)までの事実を隠すため、PTA会計、学年積立金会計等の通帳の写し及び日計簿を偽造したほか、自身が保管していた通帳16通を廃棄した。</p> <p>(5) 平成31年4月1日及び2日の2日間にわたり無断欠勤した。</p>
事件発生日	平成29年11月～平成31年4月2日
被処分者の年齢	27歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	主事
被処分者の氏名	松原 康昭
備考	中部教育事務所管内

No.	2	3	4
処分年月日	令和元年6月14日	令和元年6月14日	令和元年6月14日
処分の種類	戒告	戒告	戒告
処分の理由	管理監督責任	管理監督責任	管理監督責任
	(概要) No.1の事案に関し、平成29年度及び平成30年度において、校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。	(概要) No.1の事案に関し、平成30年度において、副校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。	(概要) No.1の事案に関し、平成29年度において、副校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。
事件発生日	平成29年度及び平成30年度	平成30年度	平成29年度
被処分者の年齢	50歳代	50歳代	50歳代
被処分者の性別	男性	男性	男性
被処分者の所属	小学校	小学校	小学校
被処分者の職	校長	副校長	副校長
被処分者の氏名	—	—	—
備考	県南教育事務所管内	県南教育事務所管内	盛岡教育事務所管内

【担当：組織人事担当（内線 6133）】